

会員通知 第54号  
平成19年 8月10日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎

### 立会外分売の見直しに係る「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、近年、立会外分売の利用が高まったことに伴い、短期間における複数回の立会外分売の届出や、重要事実を公表し株価が上昇した直後の立会外分売の届出等、届出制とした当初は、想定していなかった形の利用の届出も見られるようになっていきます。立会外分売は、大量の株式を保有する者のみが一括売却に利用できる制度として、よりきめ細かい運用をとるべきと考えられます。したがって、立会外分売制度を用いた不適当な取引を未然に防止する観点から、分売を実施することができない場合を定め、当該事象に合致しない場合に限り、立会外分売を行うことができることとするために「業務規程」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

#### 1. 立会外分売を行うことができない場合

本所が売買管理上適当でないと認める場合には、立会外分売を行うことができないこととします。

#### 2. 売買管理上適当でないと認める場合

##### (1) 直前に実施された立会外分売からの期間

分売を実施する銘柄について直前に立会外分売が実施された日の翌日から、4週間を経過していない場合。

##### (2) 発行会社等の直前の適時開示

分売を実施する銘柄を発行する会社等が、内部者取引規制上の重要事実に関する事項について、本所の規則による適時開示を行った日から10営業日を経過していない場合。

##### (3) 売却株券の調達方法

立会外分売により売却される株式について、公募増資・株主割当増資・売出し・市場買付その他本所が適当と認める方法以外の方法で1年以内に取得した株式ではないことの確認がとれない場合。

(4) 売買状況等

売買立会における売買状況に異常又はそのおそれがあると認める場合その他本所が立会外分売を行うことが適当でないと認める場合。

なお、「本所が定める日」は、平成19年9月1日といたします。

以 上

立会外分売の見直しに係る「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	2

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外分売)</p> <p>第32条 正会員は、<u>本所が売買管理上適当でない</u>と認める場合を除き、本所が定める数量以上の顧客の売付注文を立会外分売により執行することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第2項の規定により届出を行った会員は、本所が当該届出を受理した時から第34条の買付申込時間終了時までにおいて、第1項に規定する場合に該当すると本所が認めたときは、当該届出を取り消すものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(立会外分売)</p> <p>第32条 正会員は、本所が定める数量以上の顧客の売付注文を立会外分売により執行することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(売買管理上適当でないとする場合)</u></p> <p><u>第23条の2 規程第32条第1項に規定する本所が売買管理上適当でないとする場合は、次の各号に定める場合とする。</u></p> <p><u>(1) 立会外分売に係る有価証券について、直前に立会外分売が行われた日から4週間を経過していない場合（直前に行われた立会外分売において、売買が成立しなかった数量の範囲内で再度立会外分売を行う場合を除く。）</u></p> <p><u>(2) 立会外分売に係る有価証券の発行者が、法第166条第2項第1号から第3号まで及び同第5号から第7号までに定める事項（投資信託受益証券にあつては、これらに準ずる事項）について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（その特例を含む。）に基づき開示を行った日から10日を経過していない場合</u></p> <p><u>(3) 立会外分売に係る有価証券について、一般募集、株主割当、売出し、取引所有価証券市場における買付けその他本所が適当と認める方法以外の方法で1か年以内を取得したものではないことの確認がとれない場合</u></p> <p><u>(4) 立会外分売に係る有価証券の売買立会における売買状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合で、本所が立会外分売を行うことが適当でないとするとき。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>